

東山区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法第182条第3項の規定により、平成19年6月4日、次の者を東山区選挙管理委員に補欠しました。

平成19年6月6日

東山区選挙管理委員会

委員長 小山正和

住	所	氏	名
京都市東山区本町十五丁目771番地の2		山田	二郎

(東山区選挙管理委員会事務局)